



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 指定管理者の指定（福祉政策課） 1
- 救急病院の告示（保健医療政策課） 1
- 農用地利用配分計画の認可・2件（農政経済課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 都市計画事業の変更の認可・4件（下水道課） 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 4
- 市街地再開発事業に係る規準及び事業計画の変更認可（建築指導課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課） 5

訓 令

- 沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令（労働政策課） 6
- 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課） 7

告 示

沖縄県告示第115号

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第6条の規定により、沖縄県総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

沖縄県告示第116号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
中頭病院	沖縄市知花六丁目25番5号	社会医療法人敬愛会	平成27年2月28日	平成30年2月27日

沖縄県告示第117号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
前石垣智一	竹富町字波照間	竹富町字波照間白原3969番ほか6筆
島袋政春	久米島町字鳥島	久米島町字具志川仲間357番47ほか13筆

2 認可年月日 平成27年 2月24日

沖縄県告示第118号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
平良幸也	大宜味村字白浜	大宜味村字大保江洲原326番154ほか1筆
浦仲浩一	竹富町字波照間	竹富町字波照間毛原948番

2 認可年月日 平成27年 2月24日

沖縄県告示第119号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年 2月19日から同月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第83号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 那覇市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和47年 5月15日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第184号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 浦添市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 浦添市公共下水道
 - 3 事業施行期間 昭和48年6月18日から平成30年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第162号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 読谷村
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 読谷村公共下水道
 - 3 事業施行期間 平成3年3月5日から平成32年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成9年沖縄県告示第907号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 読谷村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 読谷村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成9年12月19日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第124号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公告認定対象区域 西原町字千原1番1ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成27年 2月19日 沖縄県指令土第133号

沖縄県告示第125号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第1項の規定により、市街地再開発事業に係る規準及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 再開発会社の名称 旭橋都市再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称 那覇広域都市計画事業モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成17年11月15日から平成31年 3月31日まで
- 4 施行地区及び工区
 - (1) 施行地区 那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部
 - (2) 工区 北工区（泉崎1丁目の一部約1.8ヘクタール）及び南工区（那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部約2.7ヘクタール）
- 5 事務所の所在地 那覇市泉崎2丁目105番地18
- 6 施行認可年月日 平成17年11月15日
- 7 規準及び事業計画の変更の認可の年月日 平成27年 2月24日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年 4月19日まで縦覧に供する。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 2月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄音楽文化交流機構
- 3 代表者の氏名 安次嶺馨
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久茂地3丁目29番41号久茂地マンション305
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄に暮らす人々に対して、音楽文化の提供、国際交流及び音楽人材の育成に関する事業を行い、豊かな県民生活に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年4月2日 沖縄県指令土第623号、平成27年1月23日 沖縄県指令土第46号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地786番1及び786番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市宜野湾三丁目23番34号ユートピアハウジング203号 比嘉克芳
- 5 検査済証番号 平成27年2月20日 第4184号
- 6 工事完了年月日 平成27年2月10日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成27年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 平成27年7月5日午前10時から午後5時10分まで
- イ 設計製図の試験 平成27年9月13日午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 平成27年7月26日午前10時から午後5時10分まで
- イ 設計製図の試験 平成27年10月1日午前11時から午後4時まで

2 試験会場

(1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

(2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

3 受験申込手続

- (1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みは、平成16年以後に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限りに行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

- (ア) 期間 平成27年3月23日から同月30日まで
- (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

- イ 受験申込方法 センターのホームページ (<http://www.jaic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

- (2) 受付場所における受験申込み 初めて二級建築士試験又は木造建築士試験を受験する者（(3)の郵送による受験申込みにおいて、平成26年以前の受験票（原本）又は可否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できない者を含む。）は、受付場所における受験申込みを行うこと。

- ア 受験申込書の配布期間及び配布場所 受験申込書は、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において配布する。

- (ア) 期間 平成27年3月9日から同年4月13日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。ただし、平成27年4月11日（土曜日）及び同月12日（日曜日）は、公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号）に限って配布を行う。）

(イ) 場所

- a 北部建築設計協会（名護市大中一丁目19番24号名護市産業支援センター205号 電話番号0980

－53－0952)

b 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098－879－7727）

c 沖縄県宮古土木事務所（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980－72－2769）

d 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番地4 電話番号0980－83－2920）

イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、(7)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において受け付ける。

(7) 期間 平成27年4月9日から同月13日まで（沖縄県宮古土木事務所及び八重山建築設計監理協会においては平成27年4月9日及び同月10日）

(イ) 場所

a 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098－879－7727）

b 沖縄県宮古土木事務所（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980－72－2769）

c 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番地4 電話番号0980－83－2920）

ウ 受付時間

(7) 受験申込書の配布 午前9時30分から午後5時（平成27年4月13日においては、午後4時）まで

(イ) 受験申込み 午前10時から午後5時まで

エ 受験申込方法 受験申込書をイ(イ)に掲げる場所に直接持参して提出すること。

(3) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みは、平成26年以前に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者のうち、平成26年以前の二級建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）又は木造建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できるものに限りに行うことができる。ただし、離島その他遠隔地に在住し(2)エによる受験申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（受験申込書を直接持参できない旨を証明したもの。）又は住民票を添付した者は、この限りでない。

ア 受験申込受付期間 平成27年3月16日から同月30日まで（申込受付期間最終日までの消印のあるものに限りに有効とする。）

イ 受験申込方法 センター指定の払込用紙により、あらかじめ受験手数料を納付した後、センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で、次の宛先に郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成27年8月25日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成27年12月3日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成27年9月8日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成27年12月3日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。

6 その他 設計製図の課題は、平成27年6月10日以後において公益社団法人沖縄県建築士の事務所に掲示するほか、センターのホームページに掲載するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

訓 令

沖縄県訓令第4号

商 工 労 働 部

沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程の一部を改正する訓令
沖縄県障害者職業訓練アドバイザー、職業訓練支援者及び訓練補助員設置規程（平成16年沖縄県訓令第30

号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「6時間」を「5時間45分」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第5号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1会計課の項第9号中「1件3億円以上」を「1件1億円以上」に、「1件1億円以上」を「1件5,000万円以上」に改める。

別表第2物品管理課の項第3号中「県が行う」を「県が発注する」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
--	--